国税庁行政文書管理規則案

(府省庁名 国税庁)		
ガイドライン案規定例	国税庁行政文書管理規則案	備考
〇〇省行政文書管理規則	国税庁行政文書管理規則	
目次	目次	
第1 総則	P い	
第2 管理体制	第2章 管理体制(第3条~第8条)	
第3 作成	第3章 作成(第9条~第10条)	
第4 整理	第4章 整理(第11条~第13条)	
カマー 正性 第5 保存	第5章 保存等(第14条~第16条)	
第6 行政文書ファイル管理簿	第6章 行政文書ファイル管理簿 (第17条・第18条)	
第7 移管、廃棄又は保存期間の延長	第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長(第19条~第21条)	
第8 点検・監査及び管理状況の報告等	第8章 点検・監査及び管理状況の報告等(第22条~第24条)	
第9 研修	第9章 研修(第25条・第26条)	
第 10 補則	第 10 章 補則 (第 27 条・第 28 条)	
 第1 総則	第1章総則	
1 目的	(目的)	
- この訓令は、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、○○省における行政文書	 第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律 (平成 21 年法律第 66 号。	
の管理について必要な事項を定めることを目的とする。	以下「法」という。) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、国税庁(税務大学校	
2 定義	(定義)	
この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。	第2条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。	
(1) 「行政文書」とは、〇〇省の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図	一 行政文書 国税庁の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及	
画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては	び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識	
認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同	することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)	
じ。)であって、○○省の職員が組織的に用いるものとして、○○省が保	であって、国税庁の職員が組織的に用いるものとして、国税庁が保有し	
有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除	ているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。	
< 。		
(2) 「行政文書ファイル等」とは、〇〇省における能率的な事務又は事業の	二 行政文書ファイル等 国税庁における能率的な事務又は事業の処理及	
処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有す	び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政	
る行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一	文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合	
の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)及び単独	物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)及び単独で管理	
で管理している行政文書をいう。	している行政文書をいう。	
(3) 「行政文書ファイル管理簿」とは、〇〇省における行政文書ファイル等	三 行政文書ファイル管理簿 国税庁における行政文書ファイル等の管理	
の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期	を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保	
間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場	存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その	

所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。

(4) 「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム最 適化計画 (平成 19 年 4 月 13 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会 議決定)に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理シス テムをいう。

第2 管理体制

- 1 総括文書管理者
- (1) 〇〇省に総括文書管理者1名を置く。
- (2) 総括文書管理者は、官房長をもって充てる。
- (3) 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ① 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - ② 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施 |
 - ③ 行政文書の管理に関する研修の実施
 - ④ 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - ⑤ 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則 の整備
 - ⑥ その他行政文書の管理に関する事務の総括
- 2 副総括文書管理者

3 文書管理者

文書管理者を指名する。

② 保存期間が満了したときの措置の設定

うものとする。

① 保存

- (1) 〇〇省に副総括文書管理者1名を置く。
- (2) 副総括文書管理者は、〇〇課長をもって充てる。
- (3) 副総括文書管理者は、1-(3)-①~⑥に掲げる事務について総括文書 3 副総括文書管理者は、前条第3項各号に掲げる事務について総括文書管 管理者を補佐するものとする。

- 他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- 四 文書管理システム 総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計 画(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをい う。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 国税庁に、総括文書管理者1人を置く。
- 2 総括文書管理者は、国税庁次長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- 二 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- 三 行政文書の管理に関する研修の実施
- 四 組織の新設・改正・廃止に伴う行政文書の管理に関する必要な措置の
- 五 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の
- 六 その他行政文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

- 第4条 国税庁に、副総括文書管理者1人を置く。
- 2 副総括文書管理者は、長官官房総務課長をもって充てる。
- 理者を補佐するものとする。

(主任文書管理者)

- 第5条 部局等(国税庁本庁、国税局(沖縄国税事務所を含む。)、税務署、 税務大学校及び税務大学校地方研修所並びに国税不服審判所及び国税不服│主任文書管理者の規定の追加 審判所支部をいう。以下同じ。)に、それぞれ主任文書管理者1人を置く。
- 2 主任文書管理者は、総括文書管理者が指名する。
- 3 主任文書管理者は、総括文書管理者の命を受けて、部局等における行政 文書の管理に関する事務を総括する。

- (1) **総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、** | 第6条 総括文書管理者は、所掌事務に関する<u>行政</u>文書<u>の</u>管理の実施責任者 として、文書管理者を指名する。
 - ものとする。
 - 一 保存

(文書管理者)

(2) 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行う

二 保存期間が満了したときの措置の設定

第5条第1項~第3項 | 部局等における適正な文書管理のため、「主任文書 管理者」を設置。

- ③ 行政文書ファイル管理簿への記載
- ④ 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- ⑤ 管理状況の点検等
- ⑥ 行政文書の作成(第3)、標準文書保存期間基準の作成(第4-3-(1))等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指

4 監査責任者

- (1) 〇〇省に監査責任者1名を置く。
- (2) 監査責任者は、〇〇課長をもって充てる。
- (3) 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。
- 5 職員の責務

者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならな い。

第3 作成

1 文書主義の原則

の目的の達成に資するため、〇〇省における経緯も含めた意思決定に至る 過程並びに〇〇省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する ことができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書 を作成しなければならない。

2 別表第1の業務に係る文書作成

別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の 行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

- 3 適切・効率的な文書作成
- (1) 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報について | 第 10 条 行政文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報に は、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。
- (2) 文書の作成に当たっては、常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)、 現代仮名遣い (昭和 61 年内閣告示第 1 号)、送り仮名の付け方 (昭和 48 年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等に より、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4 整理

1 職員の整理義務

職員は、下記2及び3に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。 第11条 職員は、次に掲げる整理を行わなければならない。

(1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、 保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

- 三 行政文書ファイル管理簿への記載
- 四 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- 五 管理状況の点検等
- 六 行政文書の作成、標準文書保存期間基準の作成等による行政文書の整 理その他行政文書の管理に関する職員の指導

(監査責任者)

第7条 国税庁に、監査責任者1人を置く。

- 2 監査責任者は、監督評価官室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(職員の青務)

職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理 │ 第8条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び訓令等並びに総括文書 管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に 管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

- 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条 | 第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第 1条の目的の達成に資するため、国税庁における経緯も含めた意思決定に 至る過程並びに国税庁の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証 することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、 文書を作成しなければならない。
 - 2 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の 行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

- ついては、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。
- 2 行政文書の作成に当たっては、常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)、 現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48 年内閣告示第2号)、外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、 分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 一 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、 保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル) にまとめること。
- (3) (2)の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存 期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

2 分類・名称

行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に 応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務に ついては、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければな らない。

3 保存期間

- ればならない。
- (2) 1-(1)及び1-(3)の保存期間の設定については、(1)の標準文書保存 期間基準に従い、行うものとする。
- するとされたものにあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- (4) 保存期間の起算日は、1-(1)の作成・取得を行った日又は1-(2)の 行政文書をまとめた日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、 当該日以外の特定の日を起算日とすることが行政文書ファイル等の適切 な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、当該特定の日と する。この場合において、当該特定の日は、1-(1)の作成・取得を行っ た日又は1-(2)の行政文書をまとめた日から1年以内の日とする。
- 算日から起算して(2)の保存期間の満了する日とする。

第5 保存

- 1 行政文書ファイル保存要領
- (1) 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、 行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- (2) 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければな らない。
 - ① 紙文書の保存場所・方法
 - ② 電子文書の保存場所・方法
 - ③ 引継手続き
 - ④ その他適切な保存を確保するための措置

2 保存

- 二 行政文書(単独で管理することが適当な行政文書を除く。)を行政文書 ファイルにまとめること。
- 三 行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間 及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第12条 行政文書ファイル等は、部局等の事務及び事業の性質、内容等に応 じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務につ いては、同表を参酌した分類)し、分かりやすい名称を付さなければなら ない。

(保存期間)

- (1) 文書管理者は、別表第1に基づき、標準文書保存期間基準を定めなけ | 第 13 条 文書管理者は、別表第1 に基づき、標準文書保存期間基準を定めな ければならない。
 - 2 第11条第1号及び第3号の保存期間の設定については、前項の基準に従 い、行うものとする。
- (3) (1)の基準及び(2)の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該当 3 第1項の基準及び前項の保存期間の設定においては、歴史公文書等(法 第2条第6項に規定する歴史公文書等をいう。)に該当するとされたものに あっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
 - 4 保存期間の起算日は、行政文書の作成若しくは取得を行った日又は行政 文書ファイルにまとめた日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただ し、当該日以外の特定の日を起算日とすることが行政文書ファイル等の適 切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、当該特定の日と する。この場合において、当該特定の日は、当該作成若しくは取得を行っ た日又は当該行政文書ファイルにまとめた日から1年以内の日とする。
- (5) 1 − (1)及び1 − (3)の保存期間の満了する日は、(4)の保存期間の起 | 5 第 11 条第 1 号及び第 3 号の保存期間の満了する日は、前項の保存期間の 起算日から起算して第2項の保存期間の満了する日とする。

第5章 保存等

(行政文書ファイル保存要領)

- 第14条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよ う、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- 2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければなら
- 一 紙文書の保存場所・方法
- 二 電子文書の保存場所・方法
- 三 引継手続
- 四 その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等 | 第 15 条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイ

について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適 切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場 合は、この限りではない。

3 集中管理の推進

総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、当該行政機関における 集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。

第6 行政文書ファイル管理簿

- 1 行政文書ファイル管理簿の調製及び公表
- 令第 11 に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。
- (2) 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の │2 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲 閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
- (3) 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更 更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

2 行政文書ファイル管理簿への記載

- (1) 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等 (保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、行政文書ファイ ル管理簿に記載しなければならない。
- (2) (1)の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号) 第5条各号に規定する不開示情報に該当する 場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- (3) 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国 立公文書館等に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等 に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、 移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿 に記載しなければならない。

第7 移管、廃棄又は保存期間の延長

- 1 保存期間が満了したときの措置
- 存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が 満了したときの措置を定めなければならない。
- (2) 第6-2-(1)の行政文書ファイル等については、総括文書管理者の同 2 文書管理者は、前条第1項に規定する行政文書ファイル等については、 意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により、(1)の措置を定 めるものとする。

ル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、 適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ 場合は、この限りでない。

(集中管理の推進)

第16条 総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、国税庁における 行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- (1) 総括文書管理者は、OO省の行政文書ファイル管理簿について、施行 │ 第 17 条 総括文書管理者は、国税庁の行政文書ファイル管理簿について、公 文書等の管理に関する法律施行令(平成22年●●。以下「令」という。) 第●条[第11]に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。
 - 覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
 - した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第18条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル 等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、行政文書ファイ ル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、記載すべき事項が行政機関の保有する情報の 公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に規定する不開示 情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければ ならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立 公文書館等(法第2条第3項に規定する国立公文書館等をいう。)に移管し、 又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル 管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等につい て、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

- (1) 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保 | 第 19 条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、 保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が 満了したときの措置を定めなければならない。
 - 総括文書管理者の同意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載によ り、前項の措置を定めるものとする。
- (3) 総括文書管理者は、(2)の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法 │3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法

人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

2 移管又は廃棄

- (1) 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行↓第 20 条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した 政文書ファイル等について、第7-1-(1)の規定による定めに基づき、 独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- (2) 文書管理者は、(1)の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイ ル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内 閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内 閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を 通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存 期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- (3) 文書管理者は、(1)の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第 16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立 公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合に は、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意 見を提出しなければならない。
- (4) 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政 | 文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合に は、必要な措置を講じるものとする。

3 保存期間の延長

- び保存期間の満了する日を延長しなければならない。
- (2) 文書管理者は、施行令第9-2に基づき、保存期間及び保存期間の満 了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を総括文書管 理者を通じ、内閣府に報告しなければならない。

第8 点検・監査及び管理状況の報告等

1 点検・監査

- (1) 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、 少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告 しなければならない。
- (2) 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、12 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、 監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- (3) 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理 │3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理に について必要な措置を講じるものとする。

2 紛失等への対応

(1) 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄(以下「紛失等」│第23条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとな という。)が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなけ

人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

- 行政文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独 立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイ ル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣 府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府 の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内 閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び 保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 3 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法 第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国 立公文書館において利用の制限を行うことが適切な行政文書が含まれてい ると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国 立公文書館に意見を提出しなければならない。
- 4 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文 書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、 必要な措置を講ずるものとする。

(保存期間の延長)

- (1) 文書管理者は、施行令第9-1に掲げる場合にあっては、保存期間及 | 第 21 条 文書管理者は、令第●条 [9 − 1] に掲げる場合にあっては、保存期 間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。
 - 2 文書管理者は、令第●条[9-2]に基づき、保存期間及び保存期間の満 了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を総括文書管理 者を通じ、内閣府に報告しなければならない。

第8章 点檢・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第22条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況につい て、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報 告しなければならない。
- 監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- ついて必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

った場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

ればならない。

(2) 総括文書管理者は、(1)の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防 止等のために必要な措置を講じるものとする。

3 管理状況の報告等

- (1) 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政 | 第 24 条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行 文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。
- (2) 総括文書管理者は、法第9条第3項の規定による求め及び実地調査が 2 総括文書管理者は、法第9条第3項の規定による求め及び実地調査が行 行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 場合には、必要な措置を講じるものとする。

第9 研修

1 研修の実施

うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研 修を行うものとする。

2 研修への参加

機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

第10 補則

1 特別の定め

○○法第○条の規定により、・・・と定められている事項については、 当該規定の定めるところによる。

2 細則

この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定め る

止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。
- われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- (3) 総括文書管理者は、内閣府から法第 31 条の規定による勧告があった 3 総括文書管理者は、内閣府から法第 31 条の規定による勧告があった場合 には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行│第25条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的 に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要 な研修を行うものとする。

(研修への参加)

文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の │第 26 条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その 他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

第10章 補則

(行政文書の管理に関する取扱いの特例)

第27条 法令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行 政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合は、 当該法令の定めるところによる。

(細則)

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定め

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、文書管理システ ムが導入されるまでの間、第17条第1項中「文書管理システム」とあるの は「総合的文書管理システム」とする。

- (注) 1 備考欄には、ガイドライン案規定例からの修文、追加事項等についての説明を簡潔かつ端的に記載。
 - 2 条番号等形式的な修正については、下線は不要。